

5月分 給食費・行事教育費についてお知らせ

大変な中、登園自粛に協力いただきありがとうございます。

ここで給食費・行事教育費について連絡させていただきます。

前回お知らせ致しましたが、基本ルールは、給食費・行事教育費ともに1か月休園された場合のみ返金させて頂いていますが、今月も先月同様に大勢の方に自粛の協力をして頂かないといけませんので、費用の配慮をさせていただきます。

◆給食費

- ①5/1（金）から5/18（月）までの登園自粛
 - ②5/19（火）から5/29（金）までの登園自粛
- についてそれぞれ返金対応させて頂こうと思います。

※上記日程のそれぞれで1日でも登園された場合は返金できません。

3.4.5歳児の返金金額については、それぞれ月額額の2分の1

0.1.2歳児は、保育料に含まれていますので、園としての返金はありません。

◆行事教育費

基本ルール通り、1か月休園の場合のみ返金します。

◆保育料

3.4.5歳児は無償のため返金なし

0.1.2歳児は日割り計算で還付されます。

◆返金方法

3.4.5歳児は、翌月お支払い分から精算

0.1.2歳児は、現金にて返金

よろしくお願い致します。

令和2年5月1日